

## 尾高朝雄の法哲学—現象学的アプローチから自由論、民主主義論へ

吉良貴之@法哲学

jj57010@gmail.com, @tkira26

### 1. はじめに

#### ● 本発表の目的

- 「日本最初の専門法哲学者」尾高朝雄<sup>おだかともお</sup>（1899～1956、京城帝国大学→東京帝国大学、東京大学）の（一見したところ雑多な）著作のできるだけ統一的理解の手がかりを得ること。
- 1930年代から1950年代までの著作（の代表作）を一貫したパースペクティブのもとに位置づけること。特に、以下の3点。
  1. **現象学的法哲学の一貫性：** 『国家構造論』（1936年）で示された国家分析の現象学的アプローチが、戦後の『自由論』（1952年）、そして遺作「現象学派の法哲学」（1967年 [没後公刊]）まで一貫したものとしてあること。Uemura & Yaegashi (2016) の再評価をもとに。
  2. **戦後の民主主義論の再評価：** 文部省・西田亮介編（2016）で再評価された民主主義論を、尾高法哲学、特に1の現象学的アプローチの展開として位置づけること。
  3. **ノモス主権論争への含意：** 戦後の宮沢俊義とのノモス主権論争（あるいは戦争末期の大串・黒田との国家緊急権論争）をより理解可能なものとする。
    - 2016年に2つの再評価が同時多発的になされたことになる（が、両者は特につながったものではない）。
    - それ以前にも井上茂、松尾敬一、八木鉄男、千葉正士、小林直樹、碧海純一、近年では石川健治らによる（京城時代の「戦争協力」への断罪も含め）尾高論は存在するが、1～3を統一的に理解する試みはあまりないように思われる（特に2が無視されがち）。原因は……？
      1. 尾高の著作があまりにも膨大で、全体像をつかみにくいこと。
      2. 特に後年は現象学的アプローチへの明示的な言及が減っていること。
      3. 「戦争協力者」としての側面と、戦後の民主主義布教者としての側面の齟齬。
- ほか、1）ケルゼン根本規範論の変質（の内的必然性？ ex. 清宮、宮沢）、あるいは価値相対主義からの脱却、2）井上達夫「正義への企てとしての法」「法の支配」論への隔世遺伝、といったあたりにも余裕があれば。

#### ● 本発表の方法

- 尾高の主張が明瞭に現れているいくつかの代表作を素材として分析する。具体的には、『国家構造論』（1936年）、『法の窮極に在るもの』（1947年）、『国民主権と天皇制』（1947年）、文部省『民主主義』（1948-49年、および民主主義論に関する著作）、『自由論』（1952年）など。
- もっぱらテキスト分析による理論的整合性・一貫性の探求を目指す。
  - それ以外を無視する理由： 一般向けの著作が膨大にあり、必ずしもはっきりとした理論的一貫性があるわけでもない。一定の視座のもとに絞る必要あり。
  - 何が（特に戦後の）尾高をここまで駆り立てたのだろうか？

## 2. 現象学的アプローチ

### 2.1 『国家構造論』(1936年)を中心に

- 『国家構造論』で行われていること
  1. 国家の法一元的理解(Kelsen)、法社会の二元的理解(Jelinek)を超えて、法社会政治の三元的理解を目指すこと。
  2. そうした三元的国家を捉えるにあたって、初期フッサールの構造分析を応用する現象学的アプローチを用いること。特に、国家を客観的な意味(Sinn)の複合体として捉え、それを超感覚的意味直観によって充実すること。
- 理論的背景
  - ◇ 国家は既に成立した客観的な意味連環の秩序である。
  - ◇ したがって「方法が対象を規定する」Weber的アプローチが退けられる。
- 意味付けの動態性：「密接なノエマ・ノエシスの相関関係」(国家113)
  - 「人は、主観精神が先づ与へられて、然る後に客観精神が理解されるものと考へ易いけれども、独我の境地を離れた実在の認識としては、実は全く反対に、我々は客観精神を通じて始めて主観精神の理解に及ぶのである。デイルタイの云ふが如く、客観精神は他人の精神とその生表現とを理解するための媒介者である」(国家113)(強調は断りのない限り引用者、旧字は適宜改めた。以下同様)

【キーワード】 ノエマ(客観的な意味秩序)とノエシス(主観的な意味付与)の相互関係

### 2.2 Uemura & Yaegashi (2016) による再評価

- 初期フッサールの構成分析を社会理論に応用するにあたってきわめてオリジナルなアプローチであり、同時代の現象学者よりもフッサールの正統的な方法といえる。
- 先立ってウィーンで出版された Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband (1932) は、当時の哲学の最先端に位置する。しかも京都学派どころかみたくではなく、まさにヨーロッパ哲学の土俵で勝負したものであり、(おそらく『国家構造論』も含め)当時の日本人の業績として類例のないもの。

#### 2.2.1 U Y の批判と代案、およびその検討

- [批判] 構成分析アプローチはフッサールのいい線いってるが、超感覚的意味直観というのが曖昧。
  - [代案] 尾高が参照していなかったフッサール草稿でのアイデア(意志的・感情的な社会的経験も構成的役割を果たす)を用いれば、国家の実在性についてもっと理解可能な分析ができるはず。
    - ◇ [吉良コメント] 超感覚的意味直観ってそんなに曖昧でわけわからんもの?
- 尾高からの引用  
「フッサールは、純粹意識を分析して、意識の志向作用と志向作用の目標たる意識の統一点との関係を明らかにし、前者をノエシス(Noeisis)、後者をノエマ(Noema)と名付けた。此の用語を以て云ふならば、精神にはノエシスとノエマの二側面があり、精神のノエシスはそのノエマに向つて働き、ノエマは多様なノエシスを自己に於て統一する。ノエシスは精神の動態、ノエマはその静態である。[原文改行] 作用する精神と作用の成果たる精神、動態に於ける精神と静態に在る精神の対立は、これを主観精神(subjektiver Geist)と「客観的精神(objektiver Geist)」の対立と見ることが出来る。」(国家111)

「現代人の住む世界は、物質を素材としつつ、その上に客観化されている複雑な「意味」の世界であり、巨大な「精神」の領域である。そうして、そのような精神物理的な世界として、それはまさに、人類の社会的歴史的創造活動の所産なのである。」(自由 59、第 2 章「世界を作りつつある存在」)

- 客観的精神の意味構造はノエマ／ノエシスの相互関係のもと、人々がつねに作りつつあるものという理解は、初期の『国家構造論』(1936 年)から後期の『自由論』(1952 年)まで一貫しているように思われる。
- 尾高の超感覚的意味直観による国家の構造分析と、UY による代案は必ずしも排他的ではないようなので、両者の可能性をともに追求することも十分に生産的であるだろう。

### 2.2.2 意味はどのように間主観化されるのか？

- するとここで当然に問われるべきは、個別的な意味付与(ノエシス)はどのように社会的に共有されて間主観的な意味連環(ノエマ)になるのか、ということだろう。
  - 尾高はこの点について、必ずしも明示的につなげて論じてはいないようである。
    - ◇ 現象学者へのリクエスト： こういった条件が整えば意味の間主観化がなされやすい、といったことを明らかにしてもらえれば、法学者はその制度的条件を考えることができる。生産的なコラボの可能性。たぶんそれは UY の代案でも可能。
- 本発表での仮説：意味の間主観化プロセスこそ、後年の尾高が構想した民主主義である。

### 3. ノモス主権論争(あるいはその前史としての国家緊急権論争)

- ノモス主権論争： すっかり尾高の負けにされているものの……
  - 主権の在り処を問題にする宮沢と、主権の在り方を問題にする尾高とでは、「そもそも議論が噛み合っていなかった」(高見勝利)というのが妥当な評価か。
    - ◇ とはいっても尾高は「打ち掛け」にしようとするあまり、天皇主権と国民主権をノモスへと至る「心構え」の問題にするなど、ぐだぐだ感はあるのだが……。
- 政治の「矩」としてのノモスとは何か？
  - 「規範意味の複合態」(自由 73)としての国家制度
  - 「根本規範」(Kelsen 的理解、尾高的理解)との異同
    - 「[Kelsen の純粋法学では] よしんば実定法的の憲法が変更されても、根本規範に変化が生じない限り、国法秩序の自同性は維持される。…… [しかし] 革命が必ずしも新旧国家の交代を意味しない以上、純粋法学の主張とは異なり、根本規範の変化が国家の自同性を中断するとは限らない。」(国家 474, 479)
    - Kelsen 的には無内容の仮設たる根本規範だが、「国家の中核的意味」として実質的内容を充填されてよいものだろうか？
      - ◇ 尾高、清宮ら Kelsen の弟子たち、そして宮沢らはそれぞれに内容を充填した。
      - ◇ これは少なくとも Kelsen の純粋法学からは反する(長尾龍一)。
        - 「根本規範の内容は国家によって同一ではない。また、それは、同一国家に於ても時代と共に変化することがある。……国民の自由、平等、幸福、等は、君主国家たると共和国家たるとを問はず、少なくとも一たびは近代国家の存立の目的として自覚されたところであり、

その意味で近代国家の根本規範の内容を成すことがあり得る」(国家 480)

- ◇ おおむね「国民の幸福実現」といった内容で語られる「ノモス」と一定の重なりを見せているようにも思われる。
- ◇ 仮にそうだとすれば、『国家構造論』(1936年)の段階で既にノモス主権論の発想が出ていたことになる。

#### ● 【論点メモ】

- 黒田覚、大串兎代夫の国家緊急権論への批判：「法は政治の矩」
- 井上達夫「正義への企てとしての法」「法の支配」への隔世遺伝

#### 4. 民主主義論—法と政治、あるいはノエマとノエシス再び

- 「規範意味」たるノモス(あるいは根本規範?)が変化しうるとすれば、それはどのようにして?
  - ⚡ 「物理力が権力の要素となるためには、それを権力的手段として正当化するところの「意味」が加わらなければならない。権力は、無意味な力ではなくて、意味のある力である。」(自由 80)
  - ⚡ 「民主主義にも決して権威がないわけではない。ただ、民主主義では、権威は、賢明で自主的に行動する国民の側にある。それは、下から上への権威である」(民主 22)
  - ⚡ 「イギリスの伝統にとっては、「法の支配」こそが自由の護り札である。現実の法に欠陥があつて、自由を守るべきはずの法が、逆に国民多数から経済上の自由を奪う結果となったとしても、それを立法手段によって是正するだけの力は、国民自らの手中にある。それは、世論の力であり、世論によって操作される議会立法の機構である」(自由 109)
- 政治的平等と表現の自由を中核とする尾高の民主主義構想(民主 1章ほか)
  - 法の方向付け、権力への意味付け(=規範的意味の間主観化)としての民主主義的政治過程
  - その意味的制約(=矩)としての立憲民主主義体制
    - ◇ 政治は法という規範意味の複合態(=矩)に制約されつつも、それを漸進的に(革命的にではなく、議会主義的に!)変えていく反照的な営み?
    - ◇ 個々の意味付与(ノエシス)と間主観的な意味(ノエマ)の相互関係としての民主主義?

#### [追記] 当日の論点

- 『実定法秩序論』(1942年)を教科書的著作としてあまり重視しなかったが、根本規範論、天皇制論、民主主義論などにつき、後の著作につながる重要な記述が多いのではという指摘。要検討。
- 初期フッサールの構成分析を民主主義論につなげる場合、超感覚的意味直観といったものではなく、経験的に検証可能な実践によって充実させるのが素直ではという指摘。 ←→ノモス主権論との緊張関係?

#### 5. 文献

吉良ブログ「尾高朝雄の著作一覧」(<http://tkira26.hateblo.jp/entry/2016/03/29/125925>)を参照。